

傍聴人用



令和8年2月10日

令和8年第2回
稲沢市教育委員会定例会提出議案

稲沢市教育委員会事務局

第2回教育委員会定例会付議事項

【条例・規則】

番 号	案 件	担当課	頁
議案第3号	稲沢市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	生涯学習課	3
議案第4号	稲沢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	生涯学習課	7
議案第5号	稲沢市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	生涯学習課	11
議案第6号	稲沢市立平和町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	生涯学習課	15
議案第7号	稲沢市祖父江生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	生涯学習課	19
議案第8号	稲沢市東部体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	スポーツ課	24
議案第9号	稲沢市弓道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	スポーツ課	28
議案第10号	稲沢市武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	スポーツ課	31
議案第11号	稲沢市球技場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	スポーツ課	34
議案第12号	稲沢市陸上競技場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	スポーツ課	39
議案第13号	稲沢市祖父江の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	スポーツ課	44
議案第14号	稲沢市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	スポーツ課	53
議案第15号	稲沢市美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	美術館	70
議案第16号	稲沢市立学校管理規則の一部を改正する規則について	庶務課	75
議案第17号	稲沢市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について	庶務課	78

議案第 1 8 号	稲沢市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について	学校教育課	82
議案第 1 9 号	稲沢市立体育館管理規則の一部を改正する規則について	スポーツ課	85
議案第 2 0 号	稲沢市公立学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則について	スポーツ課	94

【一 般】

番 号	案 件	担当課	頁
議案第 2 1 号	稲沢市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について	学校教育課	99
議案第 2 2 号	令和 8 年度学校教育目標について	学校教育課	107
議案第 2 3 号	令和 8 年度教職員研修計画について	学校教育課	110
議案第 2 4 号	令和 8 年度稲沢市一般会計予算案（教育委員会所管に関する当初予算）について	庶務課	112

議案第 3 号～議案第 1 5 号については
非公開として提案させていただきます。

議案第16号

稲沢市立学校管理規則の一部を改正する規則について
別紙のとおり稲沢市立学校管理規則の一部を改正するもの
とする。

令和8年2月10日提出

稲沢市教育委員会

教育長 渡辺 孝雄

説 明

この案を提出するのは、稲沢市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定により、教育委員会に諮る必要があるため。

稲沢市立学校管理規則の一部を改正する規則

稲沢市立学校管理規則（昭和 3 4 年稲沢市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 3 号ただし書を削る。

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

稲沢市立学校管理規則の一部を改正する規則（案）

No. 1
庶務課

現	行	改	正	後
(学期及び休業日) 第6条 略 2 略 (1)及び(2) 略 (3) 夏季 7月21日から8月31日まで <u>ただし、休業中に2日以上の出校日をつくること。</u> (4)～(7) 略		(学期及び休業日) 第6条 略 2 略 (1)及び(2) 略 (3) 夏季 7月21日から8月31日まで (4)～(7) 略 付 則 この規則は、令和8年4月1日から施行する。		

議案第 17 号

稲沢市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について

別紙のとおり稲沢市教育委員会事務局処務規則の一部を改正するものとする。

令和 8 年 2 月 10 日提出

稲沢市教育委員会

教育長 渡辺 孝雄

説 明

この案を提出するのは、稲沢市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、教育委員会に諮る必要があるため。

稲沢市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

稲沢市教育委員会事務局処務規則（平成 11 年稲沢市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 庶務課の項中第 22 号を第 23 号とし、第 6 号から第 21 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 庶務課及び学校教育課に属する会計年度任用職員の任用、給与支払事務等に関すること。

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

稲沢市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則（案）

No. 1
庶務課

現 行		改 正 後	
別表第 1 （第 5 条関係）		別表第 1 （第 5 条関係）	
課名	事務分掌	課名	事務分掌
庶務課	(1) ～ (5) 略	(1) ～ (5) 略	
	(6) 略	(6) 庶務課及び学校教育課に属する会計年度任用職員の任用、給与支払事務等に関すること。	
	(7) 略	(7) 略	
	(8) 略	(8) 略	
	(9) 略	(9) 略	
	(10) 略	(10) 略	
	(11) 略	(11) 略	
	(12) 略	(12) 略	
	(13) 略	(13) 略	
	(14) 略	(14) 略	
	(15) 略	(15) 略	
	(16) 略	(16) 略	
	(17) 略	(17) 略	
	(18) 略	(18) 略	
	(19) 略	(19) 略	
	(20) 略	(20) 略	
	(21) 略	(21) 略	
	(22) 略	(22) 略	
	(23) 略	(23) 略	
略	略	略	略
略	略	略	略

現 行		改 正 後	
略	略	略	略
付 則 この規則は、令和8年4月1日から施行する。			

議案第18号

稲沢市立小中学校における学校運営協議会の設置
等に関する規則の一部を改正する規則について
別紙のとおり稲沢市立小中学校における学校運営協議会
の設置等に関する規則の一部を改正するものとする。

令和8年2月10日提出

稲沢市教育委員会

教育長 渡辺 孝雄

説 明

この案を提出するのは、稲沢市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定により、教育委員会に諮る必要があるため。

稲沢市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則
の一部を改正する規則

稲沢市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和 2 年稲沢市教委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 教職員の業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

現 行	改 正 後
(学校運営に関する基本的な方針の承認) 第3条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。 (1)～(3) 略 (4) 略 2 略	(学校運営に関する基本的な方針の承認) 第3条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>教職員の業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</u> (5) 略 2 略 付 則 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 19 号～議案第 20 号については
非公開として提案させていただきます。

議案第21号

稲沢市立学校の教育職員に関する業務量管理・

健康確保措置実施計画について

別紙のとおり稲沢市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定するものとする。

令和8年2月10日提出

稲沢市教育委員会

教育長 渡辺 孝雄

説明

この案を提出するのは、稲沢市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第12号の規定により、教育委員会に諮る必要があるため。

稲沢市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画
(案)

令和 8 年 4 月
稲沢市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

稲沢市では、平成 30 年 1 月に「第 6 次稲沢市総合計画」を策定し、令和 5 年 2 月には第 6 次稲沢市総合計画の教育に関わる分野を「第 2 次稲沢市教育大綱」として位置付けた。その中で「学校教育の目指す姿」として、地域と連携した学校づくりを通して、児童生徒が自身の未来を創り出していくための資質・能力の育成を掲げている。こうした児童生徒の資質・能力を育成するためには、学校の教育職員が教育にかける理想や思いを十分に発揮できる環境を整備することが必要不可欠である。

そこで、これまでの教育職員の働き方を見直し、その高い専門性を大いに発揮しながら児童・生徒に対し、よりよい教育を行うことができる環境を整えるために本計画を策定した。

(2) 本市の現状

○本市では、令和 3 年 10 月に所管に属する学校の教育職員の在校時間の上限に関する方針として、「稲沢市立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和 6 年度は以下のとおりであった。

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 31.0 時間	23.6%	0.4%
中学校	月 41.3 時間	22.8%	1.9%

○時間外在校等時間が 45 時間を超える割合が小学校は 23.6%、中学校は 22.8%と多くなっている。小中学校ともに学年・学級事務や行事の準備、成績処理などの業務の負担感が大きくなっており、また、中学校においては部活動指導も時間外在校等時間が増えている要因となっている。そのため、行事の厳選、校務支援ソフトの活用、部活動の地域展開を推進することによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき、本計画を策定するものである。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする
- 1 年間における 1 箇月時間在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和 6 年度の数値】

- 年間の年次休暇の平均取得日数を 15 日以上にする【15.1 日】
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10%未満まで減少させる
【11.2%】
- ストレスチェックにおける健康リスクの値を全国平均(100)以下とする【89】
- 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

3 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3 分類」①関係）

- ・ 各地域の実情を踏まえ、コミュニティースクール（学校運営協議会）や関係機関などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◇ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応（「3 分類」②関係）

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 生徒指導連絡会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・学校徴収金については、給食費は既に公会計化されているものの、徴収手続き等が学校業務として残っているため、給食費無償化の状況も考慮しながら、徴収手続き等も含めた完全公会計化に向けて検討していく。

◇保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・首長部局とも連携して直接苦情等に対する相談窓口を設置するとともに、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制の構築を検討していく。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・学校への依頼を減らし、調査内容に応じて事務職員を中心に調査・統計等の回答をすることで事務負担を軽減する。

◇ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・パソコンやタブレットPC、ネットワーク設備などのITインフラの保守・管理については、引き続き外部委託等を実施していく。

◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・学校プール・体育館の管理業務については、地域開放時の施設管理やプール清掃などについて、引き続き外部委託等を実施していく。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和11年度までに、原則、休日のすべての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図る。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・採点作業等のうち、補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフが実施する。また、校務支援システムの機能を活用するとともに、自動採点システム等を導入することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑬関係）

- ・生徒指導関係の校内会議にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも各学期2回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時間数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるように設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- デジタル技術の活用により、出退勤管理や会議などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検結果（R6年度383.2点）が愛知県平均得点（380.7点）を今後も上回るようにする。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- 全ての学校でストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

- 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促す。
- 令和８年度中に、学校ごとに定時退校日を月４回以上設定するよう促す。
また、夏季休業の期間における６日間程度の一斉閉校期間の設定を継続する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材や学校ボランティアの確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、年休の取得状況の調査や本市で導入しているストレスチェックの結果等から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られたときには、該当学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、該当学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 今後、電話機を更新する際には、録音機能付き電話機への更新を行う。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、コミュニティースクール（学校運営協議会）における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、市における「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。

議案第22号

令和8年度学校教育目標について

別紙のとおり令和8年度学校教育目標を定めるものとする。

令和8年2月10日提出

稲沢市教育委員会

教育長 渡辺 孝雄

説明

この案を提出するのは、稲沢市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第1号の規定により、学校教育に関する基本方針を定める必要があるため。

学 校 教 育 の 理 念

稲沢市教育委員会

学校教育は、児童生徒が生涯にわたり、人間としての成長と発達を続けていく基盤となる力を養うとともに、国家及び社会の有為な形成者としての資質を育てることを目的として行うものである。

各学校においては、知・徳・体の調和のとれた人間形成と個性の伸長を図るとともに、自他の敬愛と協力を重んじ、公共の精神を尊び、主体的・創造的で活力に満ちた社会の発展に尽くす態度を養うことが大切である。

教職員には、教育者としての使命感、高い倫理観や協調性、人間の成長・発達についての深い理解、児童生徒に対する教育的愛情、健康や安全に関する管理能力、広く豊かな教養と教科等に関する専門的な知識、そしてこれらを基盤とした実践的指導力が求められる。また、社会が激しく変化し、将来の予測が困難な中、教職員には学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続け、児童生徒一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たすことも求められている。

全ての教職員が、教育者としての使命と責任を自覚し、互いに学び支え合い、協働して教育活動を推進し、校長の指導のもとに一致協力して公教育の充実に努力されるよう期待する。

【 基 本 方 針 】

- 1 持続可能な社会の創り手として広い視野をもって深く考え、新たな価値を生み出していく力を養う。
- 2 多様性を尊重する豊かな人間性を育み、自分らしく生きる力を養う。
- 3 健やかな体と心を育み、生涯にわたって学べる力を養う。
- 4 教職員にとって働きがいのある魅力的な環境づくりと、子どもたちの安心で安全な環境整備に努める。

指導の重点

1 持続可能な社会の創り手として広い視野をもって深く考え、新たな価値を生み出していく力を養う

- (1) 一人一人の個性や生活環境の違いなどに応じたきめ細かな教育に努める。
- (2) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行い、主体的、協働的に学び、深く考えることを通して、様々な課題を解決し、自分らしく生きていく力を育む。
- (3) 子どもたちの発達段階や興味・関心等を踏まえて、タブレットPC等のICT機器を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に努める。
- (4) 一人一人の能力・適性に応じたキャリア教育の充実に図り、社会の激しい変化の中でも自分らしさを生かして、次代を担っていかこうとする意欲を養う。

2 多様性を尊重する豊かな人間性を育み、自分らしく生きる力を養う

- (1) 命を大切にする心や他人を思いやる心など豊かな人間性を育み、子どもたちが人権や多様性の尊重を自らの問題として考え、判断力や実践力を身に付けることができるように努める。
- (2) 善悪についての判断力や望ましい社会性、正義感や公正さを重んじる心等の育成に努めるとともに、自己の生き方について考えを深める態度を育む。
- (3) 子どもたちが共感的に学び合う集団づくりを進め、学校全体でいじめの未然防止に努めるとともに、子どもたちが安心して過ごし、充実感を得られる魅力ある学校・学級づくりを進めることで、不登校の未然防止に努める。
- (4) 多様な教育的ニーズのある子どもたちに対して、自立と社会参加を見据えた教育環境の充実に努める。

3 健やかな体と心を育み、生涯にわたって学べる力を養う

- (1) 子どもたちの体力向上に向けて、学校体育の充実に図り、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、体力を高められる子どもの育成に努める。
- (2) 健やかな体と心を育むとともに、生涯にわたって安全で健康な生活を営み、豊かに生きる意欲を養う。
- (3) 子どもたちが本に親しみ、読書を通じて豊かな感性と人生をより深く考える力を身に付けることができるよう、読書活動の充実に努める。

4 教職員にとって働きがいのある魅力的な環境づくりと、子どもたちの安心で安全な環境整備に努める

- (1) 教職員が健やかで生き生きと働くことができる職場環境を構築し、子どもたちに効果的な教育活動を行うことができるように努める。
- (2) ICT機器の活用により、誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちの学びを保障できる環境づくりに努める。
- (3) 自他の生命尊重を基本として、進んで安全な社会づくりに参加し貢献できるよう、子どもたちの安全に関する資質・能力の育成に努める。

議案第23号

令和8年度教職員研修計画について

別紙のとおり令和8年度教職員研修計画を定めるものとする。

令和8年2月10日提出

稲沢市教育委員会

教育長 渡辺 孝雄

説 明

この案を提出するのは、稲沢市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第15号の規定により、教職員の研修の基本方針を定める必要があるため。

令和8年度 教職員研修計画(案)

稲沢市教育委員会

	研修事業名	ね ら い	研修回数等
1	稲沢市教育研究会	教職員の教科等の指導に関する力量向上	研究集会 部長副部長会(年2回)、 研究推進委員会(月2回程度)
2	学習指導・評価研究委員会	学習指導と評価に関する研究	学習指導の進め方と評価のあり方の検討
3	特色ある学校づくり推進委員会	特色ある学校づくりの推進	発表会、事例集作成
4	小中学校生徒指導連絡会	生徒指導の充実	小中学校生徒指導連絡会(年3回程度) 中学校生徒指導連絡会(学期2回程度) 中高生徒指導連絡協議会(年2回)
5	いじめ・不登校対策委員会	児童生徒の心の教育の充実	年4回程度、冊子作成
6	進路指導委員会	進路指導の充実	年10回程度
7	特別支援教育推進委員会	特別支援教育の推進、就学指導	年4回程度、年3回の研修会
8	情報教育推進委員会	情報教育の推進、適正な情報管理	年3回程度
9	日本語教育推進委員会	外国人児童生徒に対する日本語教育の充実	年3回程度、年2回の研修会
10	キャリア教育推進委員会	キャリア教育の推進、職場体験学習の充実	年1回、実施報告書作成
11	校長研修会	学校経営、管理職研修	年1回の研修会及び毎月の校長会議で研修
12	教頭研修会	学校教育の企画・運営、管理職研修	年1回の研修会及び年9回の教頭会議で研修
13	教務主任研修会	教務企画に関する研修	年1回の研修会及び年9回の教務主任会議で研修
14	校務主任研修会	校務企画に関する研修	年1回の研修会及び年6回の校務主任会議で研修
15	養護教諭研修会	保健指導に関する研修	年3回の研修会及び年7回の養護教諭会議で研修
16	学校事務職員研修会	学校事務に関する研修	年1回の研修会及び毎月の事務職員会議で研修
17	栄養教諭研修会	食育及び学校給食の充実	年1回の研修会及び毎月の栄養教諭会議で研修
18	保健主事研修会	安全指導・保健指導の充実	年1回
19	体育実技研修会	体育主任等としての資質向上	年2回(体育実技講習会を含む)
20	生徒指導担当者研修会	生徒指導担当者としての資質向上	年1回
21	道徳教育推進教師研修会	道徳教育推進教師としての資質向上	年1回
22	初任者研修	教員の資質向上、使命感の養成	校内研修年間150時間、校外研修17日
23	少経験者(2・3年目)研修	教員の資質向上、授業力の向上	校内授業研究2回、校外研修3回
24	中堅教諭等資質向上研修【前期】	教員の資質向上、専門性の向上	OJTによる校内研修、校外研修3日
25	中堅教諭等資質向上研修【後期】	教員の資質向上、得意分野の伸長	OJTによる校内研修、校外研修4日

議案第 24 号については
非公開として提案させていただきます。